場合における当該支払事務取扱者等の当該通知の内容を記載した書類の保存に代えて、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存を行うことができることとする。

(2)　特定寄附信託異動申告書は、特定寄附信託の受託者の営業所等を経由して、当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長（改正前当該申告書の提出をする居住者の住所地の所轄税務署長）に提出しなければならないこととする。

(3)　特定寄附信託異動申告書の特定寄附信託の受託者の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該特定寄附信託の受託者の営業所等に対して当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該申告書の提出があったものとみなす。

(4)　特定寄附信託の受託者が特定寄附信託申告書等の写しを作成し、当該写しを保存することに代えて、当該特定寄附信託申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存できることとする。

(五)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、その有する資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業が実施された場合のその資産に係る敷地権利変換により分割後資産を取得したときにおいて、その資産の譲渡がなかったものとみなされる部分及び分割後資産の取得価額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二二条の三及び第二二条の六関係）

(六)　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、適用対象から除かれる同族会社が発行した社債の償還金の支払を受ける者と特殊の関係のある法人の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の八関係）

(七)　次に掲げる書類について、これらの書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の九の二、第二五条の一〇の四、第二五条の一〇の二、第二五条の一三、第二五条の一三の二及び第二五条の一三の八関係）

(1)　特定管理口座開設届出書

(2)　特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書

(3)　特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書

(4)　特定口座異動届出書（勘定の設定若しくは廃止又は営業所の移管に係るものに限る。）

(5)　源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書

(6)　特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書

(7)　非課税口座内上場株式等移管依頼書

(8)　未成年者口座非課税口座間移管依頼書

(9)　特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書

(10)　非課税口座異動届出書（勘定の変更又は令和六年分以後の累積投資勘定の設定に係るものに限る。）

(11)　非課税口座移管依頼書

(12)　未成年者口座内上場株式等移管依頼書

(13)　特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書

(14)　未成年者口座移管依頼書

(八)　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座内保管上場株式等移管依頼書の書面による提出に代えて、当該依頼書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の二関係）

(九)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる既存住宅及び要耐震改修住宅の範囲に、床面積要件等を満たす家屋であることにつき一定の確認を受けたものを含めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条関係）

(一〇)　割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象となる内国法人の範囲に、敷地分割組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の一七関係）

(二)　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用対象となる一般用医薬品等を定めるとともに、適用対象から除外する措置を適用しないこととする期間の末日等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二七の二関係）

2　法人課税

(一)　中小企業者等の法人税率の特例について、対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の三の二関係）

(二)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第五条の三、第二七条の四及び第三九条の三九関係）

(1)　売上金額の細目を定めるとともに、組織再編成があった場合における基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額の計算方法等を定める。

(2)　特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度の対象となる共同研究又は委託研究であって国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額の対象を成果活用促進事業者との共同研究及び成果活用促進事業者に委任契約等により委託する一定の試験研究に係る試験研究費の額とする。

(3)　特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度の対象となる特定中小企業者等への委託研究の範囲を委任契約等により委託する一定の試験研究に限る。

(三)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産から除かれる匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものに係る匿名組合契約に類する契約の範囲を定めるとともに、特別税額控除を適用できる特定中小企業者等から除外される法人から商店街振興組合を除外することとした。（租税特別措置法施行令第五条の五、第二七条の六及び第三九条の四一関係）

(四)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、産業高度化・事業革新促進地域及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置の対象となる事業の見直しを行った上、各地区に係る適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法施行令第二七条の九関係）

(五)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる中小企業等経営強化法に規定する特定事業者等に準ずるものを定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の三、第二七条の一二の四及び第三九条の四六関係）

(六)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、国内新規雇用者、教育訓練費及び国内雇用者の範囲、新規雇用者比較給与等支給額、比較雇用者給与等支給額等の細目、組織再編成があった場合における新規雇用者比較給与等支給額の計算方法等を定めるとともに、新規雇用者比較給与等支給額が零である場合における新規雇用者給与等支給額に係る要件の判定方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の四、第二七条の一二の五及び第三九条の四六の二関係）

(七)　事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定ソフトウエアの範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の六、第二七条の一二の七及び第三九条の四七の二関係）

(八)　法人税額等から控除される特別控除額の特例について、継続雇用者に対する給与等の支給額が継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額を超えることとの要件の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の七、第二七条の一三及び第三九条の四八関係）